法律の現場から 128

司法の役割を考える

弁護士　新山　直行

みなさんは、三権（権力）分立という言葉を社会の授業等で習った覚えがあると思います。今年の2月、アメリカの裁判所は、トランプ大統領のイスラム圏7か国の出身者の出入国を禁止する大統領令を差し止める処分を下しました。論者によってはいろんな視方があるようですが、一般には行政府の暴走を司法が歯止めをかけたと言われています。三権分立は、立法府、行政府、司法府のそれぞれに権力を分割することで、権力の濫用を抑止し、三権が互いに抑制しあうことで国民の権利を保障するシステムです。そして、行政府・立法府が少数弱者の人権を無視する場合に、司法がこれを救済することから、司法府のことを「人権の砦」と呼ぶことがあります。ただ、最近の日本で三権分立が機能しているかと言われるとなかなか怪しく思えます。行政府・立法府の動きに、司法府の回答が迎合的であったり、そもそも判断に踏み込むことを回避しようとすることが多々あります（一票の格差の違憲状態の記事）。その背景にある裁判所の官僚的な人事システムのからくりを話せば長くなるので省略しますが、司法府が堂々と三権の一翼たる地位にあることに自負をもって本来の機能を果たすことを期待しています。